

報道関係各位

コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)
CJ マーク委員会委員長 後藤 健郎

「CJ マーク」付コンテンツがマーケットに登場 ～日本製コンテンツの海賊版対策、商標権侵害でも可能に～

コンテンツ海外流通促進機構 (CODA) では、今年1月から CJ マーク (コンテンツ海外流通マーク) 事業に基づく侵害対策活動を香港、台湾、中国で実施しています。8月には、「CJ マーク」をパッケージ等に付したコンテンツ4作品がリリースされます。(これまでにリリースされたタイトルと合わせ、通算7つの人気作品が台湾・香港などにリリース。) これにより、従来からの著作権を中心とした取り締まりに加えて、今後は、CJ マークの商標権に基づいた侵害対策についても実施していくことが可能となりました。

CODA では現在、香港、台湾、中国において、現地執行機関に対する取り締まりの要請や海賊版の真贋判定に関する情報提供、CJ マークに関する認知度向上に取り組み、権利保護基盤の構築を図っています。この結果、2005年6月末までに計309件の取り締まりが現地当局により実施され、日本製映画、アニメ、テレビドラマ、音楽、ゲームソフトなど、計約980,000枚の海賊版DVD・CDの押収、計65名の逮捕という成果があがっています。

これまでの侵害対策では、著作権侵害や無許可営業などに基づいた取り締まりが実施されていますが、今後、パッケージ等に「CJ マーク」が付された日本製コンテンツが市場に登場することにより、「CJ マーク」の商標権に基づいた取り締まりも可能となります。

「CJ マーク」が付された日本製コンテンツは、現在、次の表の通り発売されています (一部予定)。今後も、映画、アニメ、テレビドラマ、音楽、ゲームソフトなど、多岐にわたる日本製コンテンツに「CJ マーク」が付される予定です。

企業名	コンテンツ	国・地域	時期
(株)ディーライツ	玩具 「B 伝説! バトルビーダマン」	台湾	6月初旬
	TV アニメーションシリーズ(VCD) 「B 伝説! バトルビーダマン」	台湾	8/4
(株)SNKプレイモア	ゲームソフト(DVD) 「METAL SLUG5」 「ティンクルスターズプライツ」	日本 香港	7/28(日本) 8月初旬(香港)
	TV アニメーションシリーズ(DVD) 「ブラック・ジャック」	日本 台湾	8/3(日本) 8月(台湾)
(株)手塚プロダクション	OVA 版(DVD・VCD) 「ブラック・ジャック」	香港	7/22(香港)
	TV アニメーションシリーズ(DVD) 「SAMURAI 7」	台湾	8/12

CODA では今後も、これら CJ マーク事業に加え、調査活動や広報・啓発活動などを通じて、アジアをはじめとした海外における日本製コンテンツの流通基盤の整備に努めていきます。

CJ マーク採用コンテンツのパッケージ画像は次のとおりです。(画像の提供が可能で、ご希望の方は、CJ マーク委員会事務局までご連絡ください。)



© Inuki Eiji/Shogakukan・TAKARA・d-rights・TV Tokyo
((株)ディーライト 玩具「B 伝説! バトルビーダマン」より)



© Inuki Eiji/Shogakukan・TAKARA・d-rights・TV Tokyo
((株)ディーライト TV アニメーションシリーズ「B 伝説! バトルビーダマン」より)



CJ マーク

©SNK PLAYMORE 2003

((株)SNKプレイモア ゲームソフト「METAL SLUG5」より)



CJ マーク

©SNK PLAYMORE

((株)SNKプレイモア ゲームソフト「ティンクルスターズスプライツ」より)



CJ マーク

©手塚プロダクション・読売テレビ

((株)手塚プロダクション TVアニメーションシリーズ「ブラック・ジャック」より)



CJ マーク

©Tezuka Productions / Black Jack Committee

((株)手塚プロダクション OVA 版「ブラック・ジャック」より)



CJ マーク

© 2004 AKIRA KUROSAWA / SHINOBU HASHIMOTO / HIDEO OGUNI / MICO・GDH・GONZO

Licensee: Muse Communication Co., Ltd.

((株)国際メディア・コーポレーション TV アニメーションシリーズ「SAMURAI 7」より)

(ご参考)

コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)

音楽、映像、アニメ、書籍、ゲーム等のコンテンツ製作者、業界団体及び著作権関係団体を構成員とする民間の組織。随時参加することが可能である(入会金・会員費は無し)。

- ・設立:平成14年8月2日
- ・機構代表:(社)日本映像ソフト協会・角川歴彦会長
(株)角川ホールディングス代表取締役会長兼CEO
- ・会員数:19団体・22社(平成17年8月1日現在)

コンテンツ海外流通マーク(CJマーク)

海賊版対策の一手段として日本コンテンツに付するマーク。

CODAでは、昨年CJマークを中国、香港、台湾等に商標登録出願し、香港・台湾では既に商標登録を受けている。本年3月にはCODA内に「CJマーク委員会」を発足させ、CJマーク商標権や会員各社の著作権に基づき、会員各社の海賊版に対し権利行使を実施しており、今後も継続する計画である。

CJマーク委員会参加は、25社・7団体(平成17年8月1日現在)

(お問い合わせ先)

本リリース内容について

・CODA CJマーク委員会 広報担当(コンピュータソフトウェア著作権協会)
坂田 俊介(TEL:03-5976-5175)

CODAについて

・CODA CJマーク委員会 事務局(ジェトロ知的財産課)
重岡 純、宮原 貴洋、佐伯 亜紀子(TEL:03-3582-5198)